

二、教育勅語の解釋とその應用

六

第一は教育勅語の解釋とその應用であります、教育勅語の解釋に於て、狭い意義に見る者、廣い意義に見る者の二つがあります、廣い意義に見る者の中にも頗る牽強附會の説を爲す者があります、廣いといふ事に依つて却て誤れる觀念を有つて居る者もあり、私は狭い考は無論いけませんが、廣い考に就ても漫りに牽強を事としたり、或は杜撰なる解釋をするといふ様な事は、甚だ不謹慎且つ不都合の事であると考へるのであります。それは何を指すかと申しますれば、先づ狹義に解釋する者の誤に就て申しますれば、教育といふその「教育」といふ事柄であります、この勅語は一般に教育勅語と呼んで居りますけれども、何もさういふ表題を掲げてお示しになつて居るのではありませぬ、この中に「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」といふ言葉がある爲に教育勅語と呼び來つたのでありますけれども、それは「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と

お示しになつた計りではなくして、その他種々様々な意味が現れて居ります。必ずしも教育勅語と云はなくとも宜いのであります、若し強て言ふとするならば、教育といふ意味を餘程廣義に見なければならぬ、教化といふ程なる意味の教育でなければならぬ、學校の教育といふ様な事では無論ない、國民全體の、今の所謂社會教育でも、民衆教化でも、我國の文明を完成する所の國民全體の大理想でも、總て之を教育といふ言葉に於てお示しになつて居ると考へる、それは最後に「成」といふのは國民全體であります、學校に於て學んで居る生徒ばかりではありませぬ。又「爾臣民」といふ事を屢々仰せになつて居ります、「爾臣民父母ニ孝ニ云々」といふのは學校の生徒ばかりではありませぬ、「爾臣民」といふのは帝國の臣民全部であります。「又以テ爾祖先ノ」と言はれた「爾」といふのも國民全體であります。それ故に教育といふ事は學校の教育も家庭の教育も含むのであり、又教育といふ言葉に囚はれる必要も

七